

# 南部藩の歴史について

草間俊一

の史書及び地誌或は旧記、私記に至るまで、精粗の差はあるけれども、  
の事を述べている。

北奥の地に糠部郡を勢力の中心として長い歴史をもつ南部氏は、秀吉によりその旧領を安堵せられたばかりでなく、更に志和、稗貫、和賀の三郡を加封せられ、自来南部領十郡の地を江戸時代を通じて支配して来た。南部氏はこの土地に於ける領主としての歴史を述べて、甲斐源氏の新羅三郎義光の子光行が文治五年頼朝の奥州征伐に功あり、糠部の地を恩給せられて、甲斐国よりこの地に下向しこゝに勢力を置いたに始まるとして、その子孫は數家に分れてこの土地に土着し、その引率した家臣亦この地に居を占めて、南部氏一門がこの地に繁榮するに至つたとする。その後室町時代の初期応永の頃に、守行出てその威勢大いに振い、奥羽の諸將之に帰服したが、その後南部氏の威勢やゝ衰えたが、天文の頃晴政出でて再びその勢力を伸し、旧領糠部郡より津軽地方、鹿角郡、閉伊郡、岩手郡にまで及び、その後晴継を経て、信直南部の家督を継いだ時代に前田利家を介して秀吉よりその所領の安堵を得るに至つた。この南部氏の由来は南部根元記<sup>①</sup>をはじめとして、奥南旧指録、奥南盛風記、公国史、内史略等の藩政時代

かゝる藩の由緒、来歴の叙述は江戸時代に一般に見られる所であり、戦国時代末期の動乱期に槍先の功によつて成り上つた諸大名も自家の古い由緒を尋ね、或は作る事によつてその家柄の古きを誇り、以て家の尊貴を高めんとした。而してかゝる由来の叙述のうちに地方の諸大名はその領地との古い因縁を物語り、或は自己の占める地位と自家の出自とを關係付けんとした事は、信長・秀吉・家康等の氏姓について一般に云われる所であり、殊に徳川家康が源氏から藤原となり、更に再転して源氏になつた事は彼が征夷大將軍に任命される事と關係がある。尙徳川氏が源氏でも新田源氏を稱する所に、徳川氏が新田氏の由緒の地である関東入国と關係のあることを無視する事は出来ない<sup>②</sup>。南部藩の隣藩で嘗ては南部氏の支配下に屬していたと考えられる津軽の大浦氏が、この地に旧い由緒のあつた藤原基衡の子秀榮の後裔と稱し、古く奥州藤原氏の時代に津軽三郡の地を分封せられたに始まる<sup>③</sup>と、その家の由来を述べているのも、その家の由緒を高めんとするものに他ならないと思ふ。

南部氏が北奥の地の領主として江戸時代以前に長い歴史をもつてゐる事は、大浦氏と異なるものがある事は云うまでもないが、それが南部根元記をはじめとする藩政時代の史書に述べられてゐる如くであるか、何うかは反省さるべき問題であるが、今日未だ史料の不足は充分この問題を説明するに至つていないが、その研究の一端を述べて、大方の御批判を仰ぎたいと思ふ。

二

先づ光行が恩給せられた糠部の地について考えて見ると、南部根元記には「糠部等の数郡和甲、文政本奥糠部道の五境」として居り、会津四家合考には「糠夫其外数郡」とし、伊達秘鑑には「糠ノ部等ノ数郡」とし、奥羽永慶軍記には「糠部階上、数郡」としてあるが、後には糠部五郡と云われる様になり、奥南旧指録附録又は奥々風土記等には「糠部五郡の事」の一項があるまでになり、而してその五郡の郡名については諸書一定せるものがなく、北郡、三戸郡、鹿角郡、閉伊郡、九戸郡、岩手郡等の外に津軽郡をも数えるものがあり、寛政重修諸家譜も糠部五郡に津軽を数えている。以上の如く光行が恩給せられた糠部郡について諸書を異にするのは、光行が頼朝より糠部拝領の証文を天文十八年の三戸城の回祿の際焼失せることによるものであるが、反面この証文の存在自体も疑問とせざるを得ないことは以下述べる所によつて明らかである。

糠部なる地名が文献に出て来るのは鎌倉時代以後であるが、<sup>⑥</sup> 糠部郡

鎌倉、室町時代の文書の上に於いて一郡として現われて来る。それは津軽が地方名として存し、その内に田舎、鼻和、平賀等の三郡、或は山辺郡を加えて津軽四郡と云われたのと異つてゐる。<sup>⑦</sup> 而も糠部郡は津軽の四郡の外、北奥では鹿角、比内、山本、岩手、閉伊等の諸郡と並んで文書に見えてゐる一郡であつた。

その地域は南北朝頃の南部家文書、新渡戸文書、白川文書によれば、一戸、三戸、七戸、八戸、九戸、中里村、宇會利郷、中浜、御牧、湊等の地を包含するものであり、<sup>⑧</sup> これは今日二戸、九戸、三戸、上北、下北等の諸郡に属する地域であり、前に述べた諸郡に属せざる地域である事は注目されなければならない。この地域が糠部郡と称せられていたのは天正年間に於いても同様であつた事は、聞老遺事に収めてある。天正二十年六月十一日の「南部大膳大夫分国之内諸城破却共書上之事」に糠部郡内の城として姉帯、一戸、葛巻、野田、久慈、種市、古軽米、金田一、三戸、名久井、劔吉、毛馬内、花輪、淨法寺、楯引、八戸、中市、新田、沢田、洞内、七戸、野辺地を数えている事によつても明らかである。<sup>⑩</sup>

以上述べた所によつて糠部郡は相当広大な地域に亘つていた事は明らかであり、餘目氏旧記にも「ぬかのふハ大郡といひ志ゆ／＼のこほりたるゆへなり」とあるが、この糠部郡が全部光行に恩給せられ、それが光行の子息に分配せられたと考えることは上述の文書より出来ない。これを南部家文書によつて見ると、一戸には工藤氏、三戸には工藤氏・構澤氏・会田氏、<sup>⑪</sup> 七戸には工藤氏、八戸には工藤氏、宇會

利中浜御牧湊には安藤氏の所領があつたことが考えられる。

殊に工藤氏は南部藩に伝わる系譜によれば工藤祐経の子犬房丸がこの地に配流せられ、後赦されて帰るがこの地にて二子を設け一残したので、その子孫がこの地を領有するに至つたと述べている。この事は吾妻鏡には見えないが、北奥のこの地に岩手郡厨川に所領を給与せられた工藤氏とは別系のものが所領を給与せられて、鎌倉時代に存続したことは南北朝時代に工藤氏を名乗る多くの人々が居り、それが江戸時代南部藩士の中に糠部郡出身の工藤氏の後裔と称するものが多いことによつても推察し得る。又安藤氏が津軽の藤崎を根拠として、糠部郡のその所領を有していた事も当然考えられなければならない。<sup>12)</sup>

二戸郡浄法寺の地方には畠山重忠の後裔と称する者が多い事は、重忠のこの地を拝領する記事を吾妻鏡に見ることは出来ないが、畠山重忠が奥州征伐に従軍して大功ありし事は吾妻鏡に見える所であり、餘目氏旧記は頼朝が奥州守護に重忠を任命せんとしたが、梶原景時の発言により思い留まつたことを伝えている。これより畠山氏がこの地にも何程かの所領を恩給せられたと考える事も無理でない様に思う。<sup>14)</sup>

以上の考察によつて光行が糠部郡全体の地を拝領したと考える事の出来ない事を明らかにしたが、反面南部氏が果して糠部郡の一部にして所領を恩給せられたかについて考えて見ると、吾妻鏡はこの事を何も伝えて居ないが、南部系譜で光行の子孫で、南部信直の祖先に南部左馬頭茂時があるが、この茂時は元弘の変に際し北条高時鎌倉に自刃した時、之に殉じて自刃した事が太平記に見えて居り、この茂時と思

われる七戸左馬頭茂時跡である九戸の地が結城親朝に宛行われていることが白川文書に見えている事は、南部氏がこれより前、糠部郡の内にて工藤氏等と共に所領を有していた事を物語る。然しそれも根元記等が伝える様に光行がその一族を率いて来り、こゝに根拠を据えると云う如きものでなく、一郷或は教郷の地頭職を恩給せられ、代官をして知行せしめる程度のものであつたと思われる。

光行の糠部下向について、根元記の伝える建久二年の年も、吾妻鏡が建久六年及び同三年に光行が鎌倉に出仕し、將軍の隨兵を勤めていた事は建久二年の年に疑問を懐かせ、建久六年とし、或は承久元年とする異説さえ伝える事になつたと思われる。太田代恒徳も南部世譜附録に於いて光行の本拠は依然として甲斐にありとし、一旦糠部に下向したが、その長子行朝をして之を守らしめ、自らは甲斐に居たとしてゐるが、その事は二代実光・三代時実に於いても同様であつたと思われる。<sup>16)</sup>

### 三

南部氏が北奥の地に於いて頭角を現わして来るのは南部氏の嫡流ではないが、<sup>17)</sup> 南北朝時代南部師行の活躍に於いてである事は、南部家文書、結城白川文書及び曾我関係文書によつて知られる。師行が糠部郡の国代として北畠頭家の羽翼となつて活躍し、その後継者亦南朝方として活躍した事はすでに述べられている所であるからこれを略す。この師行は系図によれば破切井氏を継承した人であり、師行の後に弟政

長が継ぐのであるが、師行が甲斐の本領からこの地に下向して勢力を振うに至つた原因については明らかでないが、南部家文書によれば元弘の変に政長が陸奥より馳参じた事が記されて居り、系譜の一説によれば政長は八戸の領主工藤氏の養子となつた事を記して居るのを見れば、南部の一族としてこの地に下向していたものであらう。師行は糠部郡の国代として活躍している頃は、甲斐には代官を置き、この地に居たのであり、政長も同様であつたらう。

この時代嫡家と云われた南部氏が如何なる状態であつたかは明らかでないが、茂時の戦死後勢振わず、師行、政長の時代で南朝方の勢の盛んな頃であつた。その後南朝方の勢衰え、足利氏の勢が増大する頃茂時の子孫も足利氏に属して、その地盤を拡大して行つたのであらう。守行の時に南北合一となり、足利氏に属した守行の勢力は確立することになり、甲斐の本拠を北奥の地に移したとも思われる。この事について餘目氏旧記に「南部氏ハ甲斐国下て六代なり」とあるのは、大体この頃か或は師行の時代を指している事と思われ、又天文十五年撰の津軽郡中名字に「南部ノ知行は一百八十年ト云主従八騎ニテ甲斐国ヨリ下リテ」とあるのも南部氏が本拠を糠部の地に置いたのは南北朝時代なることを物語る。新井白石は上述の二書を見ているか何うか明らかでないが、藩翰譜に守行の事を述べし後に「按この時より陸奥に下りしか」としている。その当時守行の勢力が何れ程であつたかは明らかでなく、師行の子孫も糠部郡及びその近隣に号令する力がなくなつたにしろ、依然南北朝頃恩給せられた所領を守り、その子孫も數家に

分れていたものであらう。②

#### 四

南部氏の北奥に於ける勢力も晴政の時代とせられる天文の頃、全国的統一の氣運に刺戟せられて北奥一帯に伸展する事になつたと思われる。南部根元記は「晴政の御治代に至りては僅かに御領分を従える外さまで御威勢もなかりけり」としてある状態から、津軽地方及び岩手郡地方にまでその勢力が及んだことによつて知られる。津軽地方では田子の城主田子高信が津軽を従え、石川城に拠つて石川高信と称した外、南部の一族或は譜代の家臣にして津軽地方の城主になる者が多かつた。津軽藩の大浦氏も南部系譜を正しいものと考へる事が出来ないにしても、津軽郡中名字に「大浦ノ屋形ハ南部信州酒盛信ト申也」「信州ハ備州守（久慈備州）子也」とあり、永祿日記にも為信の先代為則が南部信濃守と称していた事は、大浦氏も南部の分れで南部氏を名乗つていた事を物語る。岩手郡では一方井氏もその女を石川高信に入れ、信直はその間に出来た子である事は南部氏との交渉を物語り、平館氏は南部の分れであると称している。

閉伊地方は閉伊十郎行光の後胤と稱する閉伊一族の根拠地で、南北朝時代の文書に現われて来るが、この地方にも南部氏の勢力の及んだ事は天文八年の千徳村の羽黒山神社棟札に「南部朝臣千徳三郎」の銘のあるもの、及び天文十年同村黒森神社の棟札に「南部右馬允安信」の銘のあるものがある事は、この時代に南部氏の勢力の及んでいた事を

物語るものである。この外この地方に南部の支族と称するものに津輕石氏、江繋氏、岩泉氏等がある。鹿角郡にも南部の支族と称するものに長牛氏、谷内氏があり、南部氏の勢力の伸展を物語っている。

天文の頃の南部氏の威勢の伸展を晴政の時代とし、彼がその地位にあつたのは父安信の歿後大永五年より天正十年まで五十七年間としてゐるが、この晴政の在位年代及びその伝説には相当疑問がある。金石文に南部の氏をとゞめるものは、前述の千徳村の二つの外に、二戸郡斗米村の月山神社の棟札の永祿貳年の「南部新四郎政康」の名のあるもの、同じ神社棟札で年号の銘はなく「源政康中務丞」とあるもの（裏面に「于時天正六年戊刀九月廿六日」の文字があるが「宝曆十□正月二日」と共に追銘と思われる）、二戸郡御返地の新山神社棟札の天正五年丁丑掾月吉日の「源政康」の名のあるもの、及び九戸郡江刺家村の新山神社棟札の「治部大輔源長行」の名のあるものがある。これらの棟札は既述の如く天文より永祿、天正の頃南部氏の勢力の發展伸張を物語るものと思われるが、こゝに出て来る安信、政康について考えて見ると、南部系譜では「政康—安信—晴政」の關係となり、政康は永正四年歿し、安信は大永五年歿していることになり、その後を晴政が継いでいる事になつてゐる。然し金石文の示す所では政康と安信との關係は、年代的に逆の關係にあり、而も安信は天文十年に在世していた事が考えられ、政康に至つては天正六年に未だ在世してゐたと考えられる事は、南部系譜に相当疑問を疑かしめられる。

尙これに關聯して政康の前代信義について考えれば、餘目氏旧記が

その書札礼の記事の所に「南部修理大夫殿 教兼」とある南部修理大夫は、南部系譜にある信義の事であり、信義は文龜三年に歿したとするが、恐らく餘目氏旧記の書かれた永正年間までは在世したものと考えられる。晴政の諱字について南部藩に伝える所では、武田晴信の晴の一字を請うて名乗つたとするが、大館常興日記（後鑑卷三百七）によれば將軍義晴の一字を請うてつけたものであり、それは天文八年のことである。

以上によつて南部藩が永祿前後まで正確な記録を散佚してしまつてゐる事が考えられ、この事は津輕の經營についても考えられる所であるが、この問題は又別の機会にゆづる。然し南部氏が天文の頃一段とその勢力を伸張するに至つた事は否定出来ない。

## 五

南部氏は室町時代以来北奥の地に拠つて相当な勢力をもち、その南方の斯波氏と対峙し、更に天文の頃一段とその勢力を伸張したが、その領内の諸侯は南部氏の支配下にあるとはいへ、夫々その居城にあつて土豪の勢力を保持して存在し、南部氏と一族の縁故はもつが、強固な統一組織の下に統制せられたものでなく、その中心勢力が弱まれば、夫々独立し得る状態のものであつたと考えられる。従つて晴政の歿後その嗣子病弱にして間もなく歿するや、その後継者が誰がなるかは大きな難問題であり、当時その後継者たらんとする者も少なくなかつたと考えられる。この事情は南部根元記を始め諸書に記してあるが、晴

政の下にその勢力の拡張に努めた弟高信の子信直が北信愛に推されてその地位につく事になつた。然し信直の擁立に対して領内の諸士の帰趨は重大な問題であつた。先づ津輕に於いて大浦氏は南部の羈絆を脱して獨立し、この地の南部氏配下の諸城を攻略した。又一族でも九戸政実は野心をたくましくしていたため、信直の家督を心よく思わず、信直の招きにも応ぜず、獨立の状態となつた。南部家文書にある東政勝より八戸殿宛の數通の文書は新家督信直に対する八戸氏の帰向の重大であつた事を考えしむる。八戸氏は師行以来の旧き伝統をもち、三戸に近く重要な位置を占める一族であつた事は、信直を取り巻く一門の士にとつて重要な存在であつた。この八戸氏が信直の家督に同意した事は、信直の地位を安固にしたものと考えられ、盛岡南部氏の伝にはないが、八戸系譜が伝える櫛引八幡宮神前に於いて信直と政義とが誓詞を交わしたとの伝えは、或る程度事の真相を伝えたものであらう。<sup>20)</sup>

信直は家督に立つと、晴政歿後動搖せる領内を鎮め、一方南下して志波方面に勢力を伸し、斯波氏を滅した。更に自己の地位を安固ならしむるために前田利家を介して秀吉に通じ、小田原の役に参陣して秀吉に見参し、役終つてその所領南部七郡の地を安堵せられた朱印状を受けた。この南部七郡は北郡、三戸郡、九戸郡、二戸郡、鹿角郡、閉伊郡、岩手郡の七郡を数えるが、前述の天正二十年に未だ糠部郡の名称を用いていた事を考えるとその意味が明確でないが、天正十九年九戸政実の乱後志和郡、稗貫郡、和賀郡の三郡を加封せられ、寛永十一

年八月四日の將軍家光の判物に見える如き十郡の領地になつた事より考えると、以上の七郡を数えることが出来る。

## 六

南部氏が加封地を加えて十郡十萬石の領主となるや、その領内の統一と秩序の維持が先づ第一に重要な問題であつた。殊に新附の土地の治安の維持に於いてそうであつた。そのために没落した旧領主の勢力を利用することは、領内の安定のために必要であつた。従つて南部氏は旧領主の家臣を任用し、それに高祿を与えて、その地の治安の維持に努めた事は次の表に示す如くである。

本姓或は 舊家主	氏及び最高祿	利直歿年 寛永八年	重直歿年 寛文四年
山部	淨一 5000	0	200
阿蘇	法方 700	700	100
工藤	寺井 800	0	15
同 藤上	川氏 800	0	15
同 河村	卷氏 2260	1350	1000
同 上野	戸氏 1600	300	300
同 上野	大生 650	650	650
同 斯波	乙部 1100	0	0
同 上野	築田 1100	300	300
同 遠野	岩清水 1100	0	0
同 上野	野槌 2000	0	0
同 神賀	大森 800	0	0
同 和賀	太田 1000	50	50
同 小笠原	船越 800	500	0
同 奈良	大湯 960	300	0
		1000	0

註 ① 以上参考諸家系譜によつて作成

② 信直、利直時代の最高祿高を掲げ、且700石以上をとり上げた。

然し領内の治安の維持を計る反面領内の統一を計り、その支配權を發揮する必要は、これ等旧領主の勢力の残存を障害と感ずるに様になつた。殊に慶長五年関ヶ原の役の動搖に乗じ、伊達政宗の援助があつたといへ、和賀岩崎の一揆はかゝる考えを一段と強めたものであつた。従つてそれら諸士の大部分は利直の晩年まで家督の時を利用してか、或は種々の理由につけて収祿或は減祿され、重直の晩年までには断絶するか、或は少祿を食むにすぎなかつた。

これに反して南部の一族と称する者、甲州より光行に従つて下向して以来譜代と称する者はその家祿を失う事少なく、又藩政の枢機に參與して榮える者があつた。殊に譜代の旧臣にして四天王と呼ばれた福士、桜庭、小笠原、三上等の子孫は家老の職になる者もあり、少なくとも高知格の地位を失わなかつた。然しこれら譜代の家臣なる者も既に南部氏の歴史に疑義を提出した所によつて明らかである如く、光行以来の伝統をもつものではない。これ等譜代の臣について天文年間の作である津輕郡中名字に「主従八騎にて甲斐の国より下りて六千八匁の甲となる三官領四天の侍と云也。三官領富士、安藝四天侍三上、櫻庭」と云われる如く、古くから南部氏に屬して功のあつた家柄であらうが、福士氏について南部系譜が甲斐武田信義の子兼信、その子義元の子孫とするのに対して、東田東伍博士が駿河国大石寺文書によつて大石寺の本願南条時光の後裔であらうと述べられた説は甲斐よりの譜代の説を否定する一例である。尙東頭寺古碑に「□□次郎実光十三代不来方城主福士五郎政長」の明徳二年のものがあるが全くの偽作である。

## 七

以上南部氏はこの地に古い歴史をもつことはこの土地に於ける歴史を作為することになり、南部氏從屬の諸士はその歴史の内に於いて一族或は譜代の觀念を形成し、それが藩政時代の家臣の地位に大きな影響を与えていたことが考えられ、藩政時代にその藩の歴史に対する絶えざる反省と意識の存在を認めることが出来る。

最後に附け加えて置き度い事は南部藩に於けるかゝる歴史的意识の存在と共に、この地が東北僻陬の地として文化的に遅れているという意識は、中央文化に対する憧憬とその採用に対する熱意である。中津川の橋を京洛の賀茂川の橋に模し事は文化流入に努力する一端を物語るものであらうが、藩政の初期元祿頃まで藩財政に割合に弾力性があつた時代に新規の家臣が召抱えられたが、その際人材を他國に求めそれを召抱える事に積極的であり、それ等の家臣は相当な高祿を以て召抱えられると共に藩政の枢機に參與せしめられたことである。殊にこの際罪に依て南部藩に預けられた流人の子孫或は家臣でも、その罪が赦された後藩士に召抱えられる者も少なくなかつた事は注目に値することである。

## 註

- ① この種のものでは南部元記が最も古く、又一般に讀まれた様であることは太田孝太郎氏「南部元記異同考」(草稿本、を特別の好意により閱讀を許された)にその原本は十四種類に及び、それらは大体三系統になることを明らかにされ

た。

② 渡邊世祐博士「徳川氏の姓氏に就て」(史學雜誌第三十編十一號)・西田直二郎博士「日本近世文化」(昭和十二年度講義)

③ 津輕大浦氏の系圖については天和貞享の頃藩主信政の弟可足の答申せるもの(青森縣史第一卷所收)、及び津輕一統志等がある。

④ 糠部五郡についての一番古い記事は、「元祿十二乙卯年五月於武郷遂清書之藤根吉品改良金」の奥書のある「九戸軍記」であるが、南部領十郡が區劃せられた後に、北、二戸、三戸、九戸、閉伊等の五郡を云つたと思われるが、それも後に種々解釋の相異のあつたことは、「糠部五郡考」(史談會に發表、未刊)に於いて述べた。津輕郡中名字に「糠部は六郡と言閉伊始め七郡と言也」とあるのは別に考えらるべきであらう。これについては註⑩を参照

⑤ 祐清私記の三戸城回祿之事参照(南部叢書第三册所收)年號に異説もある。

⑥ 糠部の事については大槻文彦博士「伊達行朝勤王事歴」、吉田東伍博士「大日本地名辭典」に於いて一應論ぜられてゐる。最近では田中喜多美氏が「盛岡市史」に於いて之を述べ、小生も奥羽史談會の席でこの事に觸れた。

⑦ 新渡戸文書元弘三年九月廿四日櫛勘助等連署書下に津輕四郡とあり、山邊郡については同文書康永年八月波多野義資代資家の訴狀及び康永四年七月の同人の訴狀がある。南部家文書三二に山邊郡政所とある。津輕郡中名字には津輕は六郡とあるが四郡との關係は未だ明でない。

⑧ 南北朝頃に久慈郡が存在していた事は南部家文書五・一四に明らかであり、聞老遺事所收の稗貫狀(南部叢書第三册)にも室町時代久慈郡の存在した事が見えている。室町時代末には山邊郡と同様になつた様である。

⑨ 一戸―南部家文書一〇・一四・二四

三戸―同 右一〇・一四・二一

七戸―同 右七・二三・二七・二九・三一・三三・五一

八戸―同 右一〇・一四・五三・六一・六七

九戸―白川文書 元弘三年十二月十八日顯家國宣

中里村―南部家文書三五

字曾利・中濱・御牧・湊―新渡戸文書正中二年九月十一日宗季讓狀・同文書

建武二年閏十月廿九日顯家下文

⑩ 南部叢書所收の聞老遺事には閉伊郡の上に「同」の字があるが原本にはない。

この外誤植が多い點は注意されなければならない。

⑪ 南部家文書一四に三戸の所に「今田四郎三郎跡」は同文書二一を参照して考えれば「會田」か「合田」であらう。地名辭典には合田とある。

⑫ 大日本地名辭典の陸奥の部を参照せられ度し。

⑬ 参考諸家系譜(盛岡南部氏所藏本現在岩手議會圖書館にて保存)によれば畠山重忠の後胤と稱する氏に淨法寺、松岡、太田、吉田、駒嶺、西館、大森、五日市を擧げている。

⑭ 奥州征伐の論功行賞について吾妻鏡は「糺勇士勳功、各被行賞訖」とあるのみで、その精細な内容には觸れていない。奥南盛風記の南部光行公奥州下向之事に「奥州五十四郡ヲ割テ功士三十六人ニ宛行ル：：畠山二郎同弟ニ六戸二戸：」等とあるが根據は明らかでないが、その後の文書に出て来る所より考えれば有功の將士に夫々一郷或は數郷が恩給せられたものが多かつた様である。

⑮ 聞老遺事の著者は建久六年を主張し、祐清私記は「建久三年とも云承久元年云」としているが、太田代恒徳は承久元年を主張している。

⑯ 太田代恒徳は齋藤順治著「南部五世傳」及び津輕藩の「津輕一統志」等に對して、盛岡南部の立場を論じ以上二書を論駁するために「辨謾南部八世小傳」「五世傳辨妄書」「南部世譜附録」を書いたが、何れもやゝ牽強な所がある。

①⑦ 南部系譜には相當疑問があり、その事は「四」に若干述べる所であるが、一應従來の説に従つて置く。

①⑧ 八戸南部氏の由來については盛岡南部藩に於いて色々云われている様である太田代恒徳著「南部由来諸説」等あり南部家文書所收の南部八戸系は重ぜられなければならない。参考諸家系譜中の八戸氏系譜は八戸氏の家傳を傳えている。

①⑨ 南部家文書一は甲斐に師行の代官の居たことを物語り、同文書二三九、二四九は政長奥州にありし事を物語っている。然し家傳によればその本據を奥州に移したのは南北合一後となつてゐる。

②⑩ 盛岡南部氏には足利尊氏、直義の御教書を傳えている。又南部政氏なるものが足利尊氏供奉の列にあり（朽木文書）、その他足利氏に従う將士の中に南遠江守が見えている（天龍寺記録、師守記）。南部世譜附録は太平記綱目に尊氏と新田義興の戦争に南部常陸守、續太平記義満石清水八幡宮參詣隨兵先陣に南部甲斐守清政の居る事を述べてゐる。

②⑪ 守行が陸奥國司職に任命されたとの應永十八年の足利持氏の御教書を盛岡南部氏に傳え、現在議會圖書館に所藏されているが、眞偽の程は明らかでない。又守行の名を残すと云われる二戸郡天臺寺鐘銘は「千時元中八年辛未五月日」とあるものであるが、寶永七年の追銘であれば守行の名を重ずる事は出来ないし、鐘も當時のものとするに疑問がある。

註⑩⑫を參着すれば三戸南部の祖守行がこの年號を使用することに疑問がもたれる。

②⑫ 正平十八年の天臺寺鰐口に「源信行」とある信行は明らかでないが、永享四年源家行の寄進狀（邦内郷村志卷四二戸福岡縣）にある家行は南部家文書五六に鼻和郡目谷郷が南部信光の相傳の領たることを述べている所より考えれば、

南部藩の歴史について（草間）

家行は信光の子孫であり、又信行も八戸南部と關係のある人であつたであらう。八戸南部系譜はその分族に新田氏を擧げる位で、盛岡南部氏より數家が分れたのと對照される。註⑫參照。

②⑬ 大光寺城主大光寺氏。油川城主奥瀬氏。田舎館城主千徳氏。

淺瀬石城主淺石氏。石川城主石川氏。

②⑭ 寛永諸家系圖傳によれば津輕氏は大河内源氏を稱したこともある。

②⑮ 南部家文書六八では平館は政光の所領であつた様であり、平館氏は八戸南部の系統にあつたかとも考えられる。註⑫を參着。

②⑯ 閉伊文書は岩手縣議會圖書館にあり。

②⑰ 岩手縣の金石史については太田孝太郎氏の著書があり、金石文關係はすべてこの本によると共に眞偽の見解はすべて太田氏に直接御指導を受けたことを感謝して附記する。

②⑱ 晴繼の歿年については公國史と聞老遺事とは説を異にし、且つ聞老遺事には異説も述べてある。晴政の歿年についても異説がある。

②⑲ この傳えを系譜では九戸政實の亂に際してと述べているが、もつと早い時期のものと考えたい。

③⑰ この寛永十一年の將軍家判物の原本は今日岩手縣圖書館に現存して居り、寛永十一年には南部十郡の郡は地域的に明確に區劃されていたことは明らかである。然しながら一方糠部郡の郡名は慶長十九年まで使用せられていた事は、利直黒印狀（傳疑小録所收、石龜七左工門宛）によつて明らかである所よりすれば秀吉朱印狀にある天正十八年の南部七郡が何を意味するか疑問となる。これについて臆測すれば、註④に述べた津輕郡中名字に糠部は六郡閉伊始め七郡と關係して考えると、糠部の地が南部領と考えられ、糠部七郡が南部領七郡と云う意味で天文年間頃から云われたので、秀吉が南部信直にその所領を安堵す

る時南部七郡の地の安堵となつたものであり、その含む範圍は閉伊郡を含んだ糠部郡の地であり、後の南部十郡から志和、稗貫、和賀の三郡を除いた七郡の地と一致するにしても、それは別個の考えから云われたものであり、それは後に於いて一致せしめられたものであらう。その糠部郡の地が後に見る様な郡になつたのは、元和、寛永年間であり、それは利直の時代であつた。

③ 嘉永年間に於ける支配帳によつて、南部藩の高知格等の出身系統を表にして見ると左の如くなる。

	總數	公族	譜代	他國	舊領主	その他
高知格	二八	一一	五	八	一	二
新丸番頭	二二	一三	三	三	七	一
三百石座	六四	一一	八	三四	八	三

註

- ① 参考諸家系譜による  
 ② 舊領主—南部領内の舊領主或はその家臣  
 ③ その他—東北近隣の舊領主或はその家臣、例へば葛西氏

## 文 献

南部家文書の番號は鷲尾敬順著「南部家文書」の番號なり。  
 伊達秘鑑は仙台叢書本、奥羽永慶軍記は史籍集覽本、藩翰譜は圖書刊行會本。  
 郷土關係は南部叢書及び岩手縣議會圖書館本による。  
 津輕郡中名字は岩手縣會圖書館本津輕一統志附卷による。  
 新渡戸文書は、現在三十六通、岩手大學圖書館所藏による。  
 盛岡南部氏舊藏圖書は岩手縣議會圖書館に移讓せられてあるが、鎌倉、室町時

## 附 記

代の古文書は數少ないため、その文書名を呼ぶことにした。  
 南部氏奥州入部について、那珂通高著「傳疑小録」には建武四年とする川口某の「見聞隨筆」なるものを載せているのは注目すべきであり、風土雜記には守行の應永年間の入部としている。

糠部五郡について、享和二年の田名部一件に就いて幕府老中へ指出した書類の寫が岩手縣會圖書館にあるが、その中に光行五郎拜領について「頼朝公拜領之五郡 九戸郡閉伊郡鹿角郡津輕郡糠部郡云々」と記した文書があり、公式の文書に記されたものはこれを初見とする。